

資料 2

平成 23 年度
中小企業者に関する国等の契約の方針
(解説)

平成 23 年 7 月
中小企業庁取引課

(目 次)

(前文)	1
------	---

第1. 中小企業者の受注機会の増大のための措置

1. 東日本大震災の被災地域等の中小企業者に対する配慮	4
(1) 官公需相談窓口における相談対応	4
(2) 適正な納期・工期の設定及び迅速な支払	4
(3) 地域中小企業の適切な評価	5
(4) 科学的・客観的根拠に基づく適切な契約	5
(5) 官公需を通じた被災地域への支援	5
2. 官公需情報の提供の徹底	6
(1) 各府省、公庫等ごとの契約目標等の公表	6
(2) 個別発注情報の提供と説明	7
(3) 官公需情報ポータルサイトによる情報の一括提供	8
(4) 官公需に関する相談体制の整備	9
3. 中小企業者が受注し易い発注とする工夫	10
(1) 分離・分割発注の推進	10
(2) 適正な納期・工期、の納入条件の設定	12
(3) 調達・契約手法の多様化における中小企業者への配慮	13
(4) 同一資格等級区分内の者による競争の確保	14
(5) 中小企業官公需特定品目等に係る受注機会の増大	16
(6) 官公需適格組合等の活用	17
(7) 調達手続の簡素・合理化	19
4. 中小企業者の特性を踏まえた配慮	20
(1) 技術力のある中小企業者に対する受注機会の増大	20
(2) 地域の中小企業者等の積極活用	21
(3) 中小企業者の適切な評価	21
(4) 中小建設業者に対する配慮	22
(5) 新規開業中小企業者の参入への配慮	23
5. ダンピング防止対策等の推進	24
(1) 適切な予定価格の作成	24
(2) 低入札価格調査制度の適切な活用等	25

第2. 中小企業者向け契約目標 ----- 2 6

第3. 官公需対策における政府一体の取組み

- | | | |
|--------------------|-------|-----|
| (1) 方針の普及及び徹底等 | ----- | 2 7 |
| (2) 措置状況の通知及び情報の公表 | ----- | 2 8 |
| (3) 地方公共団体の施策 | ----- | 2 8 |

平成23年度中小企業者に関する国等の契約の方針の解説

平成23年6月28日
閣議決定

国は、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号。以下「官公需法」という。）第4条第2項に基づき、平成23年度における中小企業者に関する国等の契約の方針（以下「国等の契約の方針」という。）を次のとおり定める。

現下の厳しい経済情勢の中で、経済収縮の悪影響を受けやすい中小企業者の受注機会を確保することは極めて重要である。特に、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害（以下「東日本大震災」という。）が東日本太平洋沿岸部を中心に甚大な被害をもたらしており、被災した中小企業者の早期の復旧・復興や被災者の雇用の確保が喫緊の課題となっていることに加え、全国の中小企業者の事業環境にも影響が及んでいることに留意する必要がある。

こうした認識の下、国等（官公需法第2条第2項に定める「国等」をいう。以下同じ。）は、中小企業基本法第3条に掲げる基本理念に則り、中小企業者の経営基盤の強化を図るため、国等の契約の方針に基づき、中小企業者の受注の機会の増大のための措置を講ずるものとする。その運用に際しては、国等の調達する物件等（工事及び役務を含む。以下同じ。）の受注を確保しようとする中小企業者の自主的な努力を助長し、公正な競争が行われるよう配慮するものとする。

なお、国等の契約の締結に当たっては、予算の適正な使用に留意し、消費税及び地方消費税については、その適正な転嫁を受け入れるとともに、東日本大震災に係る措置をとる場合も含め、世界貿易機関政府調達協定及び政府調達に関する我が国の各種行動計画との整合性を確保するものとする。

また、国は、地方公共団体に対し、国等の契約の方針を参考として、地域の実情に応じ必要な場合には中小企業者に関する契約の方針を策定する等中小企業者の受注機会の増大のための措置を講じ、適切な運用が図られるよう要請する。

さらに、国は、民営化された独立行政法人等のうち、国及び地方公共団体がその株式の過半を保有している会社に対し、国等の契約の方針を参考として、可能な限り、中小企業者の受注機会の増大のための措置を講じるよう要請する。

【解説】

- ① 前文においては、本方針が官公需法に基づき定められたものであること並びに中小企業基本法及び中小企業政策における官公需施策の位置付けを明確にするとともに、国等が契約の方針に基づき、中小企業者の受注の機会の増大のための措置を講ずることを宣言しています。また、官公需施策を運用する上で、中小企業者の自主的な努力を助長しつつ、公正な競争が行われるよう配慮することが重要であることも確認しています。
- ② 今年は3月に東日本大震災が発生し、被災地のみならず、全国の中小企業者の事業環境が悪化していることを踏まえ、例年にも増して官公需施策の重要性を明記しています。
- ③ なお、国等の契約の締結に当たっては、予算の適正な使用に留意すること、即ち、会計法等の規律に従うべきこと、併せて、消費税及び地方消費税については、その適正な転嫁を受け入れるよう、国等の姿勢を明確にし、加えて、世界貿易機関政府調達協定（参考1）等との整合性にも留意すべきことに言及しています。
- ④ 地方公共団体については、官公需法第7条において、国の施策に準じて必要な施策を講じるよう努力義務が課されていることから、地方公共団体の講ずる施策について、国等の契約の方針を参考として、例えば、独自に中小企業者に関する契約の方針を策定するといった措置を講じるなど、適切な運用が図られるよう要請しています。
- ⑤ また、昨年度の方針において、民営化等により官公需法の対象から除外された独立行政法人等のうち、国がその株式の全てを保有している会社に対しては、昨年、本方針を参考としつつ、可能な限り、中小企業者の受注機会の増大のための措置を講じるよう要請することとしましたが、今年度は要請の対象範囲を拡大し、国及び地方公共団体がその株式の過半を保有する会社（参考2）に対しても同様の要請をすることとしました。

（参考1）

世界貿易機関（WTO）の枠組みの下で運用されている「政府調達に関する協定」（以下「政府調達協定」という。）は、平成8年1月1日に発効したが、これにより、国の機関や独立行政法人等、さらには都道府県・政令指定市は、物件・工事・役務の調達に当たっては、すべて内国民待遇及び無差別待遇をはじめとする政府調達協定の規定に従って行われなければならないこととなっている。具体的には、「国の物品等又は特定役務の調達手続きの特定を定める政令」等によってその手続き等が定められている。

(政府調達協定の適用基準額)

機関 分野	国 等	地方公共団体
物 品	10万 SDR (1,500万円)	20万 SDR (3,000万円)
建設工事	450万 SDR (6億9,000万円)	1,500万 SDR (23億円)
役 務	建設関連サービス (設計・測量等)	45万 SDR (6,900万円)
	一般サービス	10万 SDR (1,500万円)
		20万 SDR (3,000万円)

- 注1) SDRとは、Special Drawing Rights の略で、IMF加盟国間での「特別引出権」のことを指し、主要通貨（米ドル、ユーロ、日本円、ポンド）を加重平均して算定される。なお、本協定の基準額の単位として SDR が採用されたのは、IMF 加盟主要通貨の為替相場の加重平均として算定されることから、比較的変動が少ないと考えられたためである。
- 注2) 表中（ ）書きは、邦貨換算額（平成22年1月25日付け財務省告示第27号及び同日付け総務省告示第19号による。平成22年4月1日～平成24年3月31日までの調達契約について適用。）である。
- 注3) 「政府調達協定に関する申合せ」（平成3年11月19日付けアクション・プログラム実行推進委員会決定）において、中央政府及び独立行政法人等の物品及び一般サービスの基準額を13万 SDR から 10万 SDR (1,500万円) へ自主的に引き下げることが省庁間で確認されたことを受け、10万 SDR 以上13万 SDR 未満の調達契約についても、「政府調達に関する協定」に準じて運用されている。
- 注4) 我が国は、政府調達協定附属書Iの付表1に関する注釈3及び付表3に関する注釈2において、国の機関及び独立行政法人等が協同組合又は連合会と締結する契約については、同協定を適用しないこととしている。

(参考2)

日本郵政(株)、(株)日本政策金融公庫、(株)日本政策投資銀行、輸出入・港湾関係情報処理センター(株)、東日本高速道路(株)、中日本高速道路(株)、西日本高速道路(株)、成田国際空港(株)、日本環境安全事業(株)の9社に、
 関西国際空港(株)、東京地下鉄(株)、首都高速道路(株)、阪神高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株)の5社を加えた14社。

第1．中小企業者の受注機会の増大のための措置

国等は、平成23年度においては、次の措置を強力に推進するものとする。

1．東日本大震災の被災地域等の中小企業者に対する配慮

東日本大震災の被災地域等の中小企業者の早期の復旧・復興を支援するため、国等は、特に以下の措置を講じることとする。

【解説】

東日本大震災の被災地域等の中小企業者への配慮を行なうため、冒頭に項目立てをしました。

(1) 官公需相談窓口における相談対応

国等は、被災地域の官公需相談窓口において、被災地域の中小企業者の相談に適切に対応し、その受注機会の増大に努めるものとする。

【解説】

被災地域においては、中小企業者からの相談に適切に応じていただくことや、当該地域における発注情報を中小企業者へ提供することが復旧・復興の重要な要素となります。したがって、復旧・復興のためのさまざまな業務で多忙な中にあっても、きめ細やかな対応に努め、受注機会の増大を図ることとします。

(2) 適正な納期・工期の設定及び迅速な支払

国等は、被災地域における物件等の発注に当たっては、中小企業者が十分対応できるよう適正な納期・工期の設定に配慮するとともに、支払については、発注にかかる工事等の完了後（前金払、中間前金払においてはその都度）、速やかに行なうよう努めるものとする。

【解説】

平常時においても中小企業者にとって技能労働者等人材の確保は重要な問題であり、そのために労働時間の問題等の職場環境の改善は経営上の大変な課題となっています。被災地域においても、中小企業者が無理をせず、十分に対応できるよう、適正な納期・工期の設定に配慮することとしています。

また、こうした非常時であっても、中小企業者の資金繰りが悪化することのないよう、迅速な支払を行うことを明記しました。

(3) 地域中小企業の適切な評価

国等は、被災地域における復旧・復興工事等の発注に当たっては、地域の建設業者を活用することにより円滑かつ効率的な施工が期待できる工事等において適切な地域要件の設定や、地域への精通度等地域企業の適切な評価等に努めるものとする。

【解説】

被災地域の建設業者を活用することにより円滑かつ効率的な施工が期待できる工事等の発注に当たっては、国等は、適切な地域要件の設定や、地域への精通度等地域企業の適切な評価等に努めるものとしています。

また、地方公共団体におけるこれらの取組を促進するものとしています。

(4) 科学的・客観的根拠に基づく適切な契約

国等は、物件の発注に当たっては、東日本大震災における原子力発電所事故に関して、単に周辺地域で生産されている等の理由により不当に取引を制限したり、返品等をすることがないよう、科学的・客観的根拠に基づき適切な契約に努めるものとする。

【解説】

原子力発電所の事故により、周辺地域における放射能汚染を懸念する声がありますが、科学的・客観的根拠に基づかず、ただ単に周辺地域で生産されているということだけで取引を制限したり、返品、取り替えを要求したりすることのないよう、適切な契約の執行に努めるものとします。

(5) 官公需を通じた被災地域への支援

国等は、被災地域の復興を支援するため、国等が直接運営する食堂等における食材や表彰等の行事における記念品等地域性の高い物品を調達する場合にあっては、被災地域の物品を積極的に調達し利用するよう努めるものとし、また、食堂運営や表彰等の行事が委託事業の場合は、これらの取組を奨励するよう努めるものとする。

【解説】

被災地域の产品を調達することにより、被災地域の復旧・復興を支援する取組として、食堂や喫茶を国等が直営している場合に被災地域の食材を使用することや、国等の行う表彰等に用いる記念品を被災地域の工芸品を活用するなど努めることを盛り込みました。また、食堂・喫茶の運営、表彰等の行事が委託事業で行われる場合には、国等は奨励に努めることとします。

2. 官公需情報の提供の徹底

国等は、透明性の向上と公正な競争の確保に留意しつつ、官公需に関する情報の中小企業者への提供促進のため、次の措置を講ずるものとする。

【解説】

官公需市場については、発注機関の側に何を発注するかの情報が偏在していることが一般的です。このため、中小企業者に対し、官公需市場についての情報を提供し、同市場への参入の予見可能性を高めることが重要です。

また、かかる情報提供を通じて、中小企業者の参入が促進され、競争が促進されることが期待されます。

(1) 各府省、公庫等ごとの契約目標等の公表

- ① 国等は、中小企業者向け契約の目標金額及び実績金額について、各府省及び公庫等（官公需法第2条第2項に定める「公庫等」をいう。以下同じ。）別に、物件、工事及び役務別の情報を公表するものとする。
- ② 国等は、競争促進に資する新たな指標として、入札件数等の情報提供に努めるものとする。

【解説】

① 官公需総額と中小企業者向け契約額に係る毎年度の目標及び実績については、平成16年度から各府省等別に掲載することとし、さらに、物件、工事及び役務の別に細分化した情報については、契約実績額については平成15年度から、契約目標額については平成17年度から公表しています。

加えて、平成21年度からは、中小企業者がより受注機会を把握しやすくなるため、これまで公庫等として一括していた、独立行政法人や国立大学法人等（198法人）について、各法人ごとに契約実績及び目標を公表することとしました。

② また、「規制改革・民間開放推進3か年計画」（平成16年3月）では、「幅広い範囲の企業の参入を促すような競争促進に資する新たな指標の導入」を含めて検討することが決定されています。現在でも、国土交通省などの一部の省庁では、公共工事入札契約適正化法の規定に基づく入札件数等の積極的な情報開示が行われていますが、こうした事例を参考しつつ、各府省等において積極的な情報提供に努めるものとされています。

(2) 個別発注情報の提供と説明

- ① 国等は、物件等であって、一般競争、企画競争又は公募による発注に関連する情報及びそれらに係る落札結果等に関する情報を、ホームページへの掲載等により、中小企業者に提供するよう努めるものとする。
- ② 国等は、発注計画の策定が可能なものについては、これを積極的に定め、中小企業者に提供するよう努めるものとする。
- ③ 国等は、物件等の発注を行うに際しては、中小企業者の入札等が円滑に行われるよう、性能、規格等必要な事項について十分説明に努めるものとする。

【解説】

- ① 国等による発注情報の積極的な提供は、中小企業者にとって有益かつ重要な措置事項であり、中小企業者の幅広い競争契約への参加を促すためにもより充実させることが望まれます。
このため、物件、工事及び役務であって、一般競争、企画競争又は公募による発注に関連する情報、それらに係る落札結果に関する情報（参考3）に関し、国等はホームページへの掲載等を通じて積極的に情報提供するよう努めるものとしています。
- ② また、発注予定を記載した「発注計画」に関する情報は、受注者たる中小企業者にとって将来の経営方針を策定するのに有益であることから、これらについても策定が可能なものについては積極的に定め、中小企業者に提供するよう努めることとしています。
- ③ なお、発注内容について、その仕様、規格、品質、性能等の理解が不足していたことにより中小企業者が入札等に参加することに支障を来すことのないよう、発注側は、中小企業者に対し、これらについて十分説明するよう努めるものとされています。

（参考3）

落札価格等の契約結果に関する情報については、「公共調達の適正化について（平成18年8月25日付け財務大臣通達）」に基づき、国はホームページへの掲載等を通じて公表することとされています。

「通達に基づき公表される落札価格等契約結果に関する情報」の概要

- ① 公共工事（公共工事に係る調査及び設計業務等を含む。）の名称、場所、期間及び種別又は物品等若しくは役務の名称及び数量
- ② 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地
- ③ 契約を締結した日
- ④ 契約の相手方の商号又は名称及び住所

- ⑤ 一般競争入札又は指名競争入札の別及び総合評価方式によった場合は、その旨（随意契約を行った場合を除く。）
- ⑥ 契約金額
- ⑦ 予定価格（公表したとしても、他の契約の予定価格を類推されるおそれがないと認められるもの又は国の事務又は事業に支障を生じるおそれがないと認められるものに限る。）
- ⑧ 落札率（契約金額を予定価格で除したものに百を乗じて得た率。予定価格を公表しない場合を除く。）
- ⑨ 随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（理由は、具体的かつ詳細に記載すること。また、企画競争又は公募手続きを行った場合には、その旨を記載すること。）
- ⑩ 所管する公益法人と随意契約を締結する場合に、当該法人に国の常勤職員であったものが役員として、契約を締結した日に在職していれば、その人数
- ⑪ その他必要と認められる事項

（3）官公需情報ポータルサイトによる情報の一括提供

- ① 中小企業者が発注に関連する情報を入手しやすくするため、中小企業庁がインターネット上に「官公需情報ポータルサイト」を運営し、国等及び地方公共団体がホームページで提供している発注情報を中小企業者が一括して入手できるようにする。
- ② また、中小企業者の自主的努力を助長するため、当該サイトにおいて、国等が公表する競争契約参加資格申請に関する情報を始めとした官公需に関する情報を一元的に集約し、中小企業者に提供するものとする。
- ③ さらに、中小企業者を支援する機関においては、その支援ツールとして当該サイトの活用を促進するものとする。

【解説】

- ① 国等による発注情報等のホームページへの掲載は、近年大きく進展していますが、中小企業者が発注情報を得るためにには、現状では、それぞれの情報提供サイト（国等それぞれのホームページ等）に個別にアクセスする必要があります、例えば、同一地域内でも機関が異なれば別々に検索する必要があります。したがって、中小企業者が、自らのニーズ（得意分野や営業地域等）に応じた官公需の発注情報を網羅的に取得するには困難性がいのが実情です。

このため平成21年度からは、中小企業者の国等の官公需発注情報へのアクセスを容易にするため、中小企業団体中央会の協力を得つつ、インターネット上に「官公需情報ポータルサイト」を構築し、各府省等がイ

ンターネット上で提供している「発注情報」を一括して検索できるようにしました。

②③ また、「官公需情報ポータルサイト」については、これらの発注情報に加え、各府省の競争契約参加資格申請に関する情報等を一元的に集約（リンク集）し、閲覧することができるようコンテンツを充実させるとともに、中小企業者を支援する機関（商工会議所、商工会等）においても当該サイトの活用を促進し、利用を広めることとしています。

(4) 官公需に関する相談体制の整備

- ① 国等は、官公需の受注に意欲的な中小企業者の受注能力の向上に資するよう、中小企業者の相談に応じ、資格登録、入札に関する手続等について情報を提供する等必要な指導に努めるものとする。
- ② 国等は、契約担当官等（公庫等においてはこれに準ずる役職）を置いている部局ごとに官公需相談担当者を明確にし、「官公需相談窓口」を常設するとともに、当該窓口の所在情報を中小企業庁が取りまとめ、公表するものとする。
- ③ 中小企業庁は、全国の中小企業団体中央会が「官公需総合相談センター」を設置し、官公需に関する中小企業者からの相談に応じ適切な支援及び情報の提供等の充実を図る取組を支援する。

【解説】

- ① 官公需受注の前提となる競争契約参加資格登録申請に係る情報や、入札関連手続等についての情報の提供は、中小企業者にとって大変重要であることは言うまでもありません。このため国等は、できるだけ分かりやすくこれらの情報を提供することが求められます。
- ② また、それらの情報が、発注機関のどこで得られるか、明確にしておくことも必要です。このため国等は、契約の担当部局ごとに官公需相談担当者を明確にし、「官公需相談窓口」を常設し、中小企業者からの相談に円滑に対応することとしています。

なお、国等の全国の当該窓口の所在情報については、中小企業庁が取りまとめ、公表することとしています。

- ③ 民需が未だ低調な中、官公需に新たな仕事を求める中小企業者も多いと考えられますが、手続きがよく分からぬなど、躊躇する場合も多く見られます。

このため、中小企業者からの官公需に関する、例えば、官公需契約への参加の仕方、どのような官庁でどのような発注が行われているか、現在参加可能な入札案件はあるか、官公需適格組合証明の申請方法、などの相談に気軽に応じ、適切な支援等を行う「官公需総合相談センター」（参

考4)を平成22年8月、全国の中小企業団体中央会に設置しました。

(参考4)

官公需総合相談センターの実施業務

(1) 官公需に関する中小企業者等からの相談対応

官公需に係る仕事探しの方法や実際の発注情報の有無、入札参加資格の取得等、官公需に関連する中小企業者等からの相談に關し、面談、電話、メール等により対応する。

(2) 官公需に関連する情報の収集・提供

官公需に関連する情報（発注情報（官公需情報ポータルサイトによる検索情報を含む。）、発注計画情報、落札情報、入札制度情報及び競争参加資格申請受付情報、官公需の受注環境に関する情報、官公需適格組合制度を始めとした官公需施策に関する情報等）を、国・独立行政法人等の地方支分部局等の発注機関、官公需施策を実施する行政機関、官公需適格組合を始めとした中小企業者等から収集するとともに、これらを中小企業者又は発注機関等からの求めに応じ提供する。

3. 中小企業者が受注し易い発注とする工夫

(1) 分離・分割発注の推進

- ① 国等は、物件等の発注に当たっては、価格面、数量面、工程面等からみて分離・分割して発注することが経済合理性・公正性等に反しないかどうかを十分検討したうえで、可能な限り分離・分割して発注を行うよう努めるものとする。
- ② 国等は、分離・分割発注に際し、中小企業庁が取りまとめる効率的な分離・分割発注に係る事例を参考として活用するとともに、分野に応じて、部内の人材育成又は外部人材の活用等により、発注能力の向上等体制整備に努めるものとする。
- ③ 公共工事においては、公共事業の効率的執行を通じたコスト縮減を図る観点から適切な発注ロットの設定が要請されているところであり、国等は、かかる要請を前提として分離・分割して発注を行うよう努めるものとする。

【解説】

- ① 官公需の発注に当たり、予算、納期、契約履行上の管理等諸々の条件を勘案して最適な方法を決める際、可能な限り工区別や量的に分離・分割発注に努めることにより、中小企業者の受注機会の増大を図るものとされています。

ただし、その際には、分離・分割して発注することが、価格面、数量面、工程面等からみて、予算の適正な使用との関係、即ち、経済合理性、公正性、あるいは技術的な観点から見ても適切であるかどうかを十分に検討することが重要です。

(注)「分離発注」とは、例えば一の建物のうち設備工事等の特定の工種を分離して発注する場合などを言い、「分割発注」とは、一の工事等の工程や施工箇所を時期、規模等により2件以上に分割して発注するものを言います。

なお、経済合理性の無い不適切な分割発注がなされれば、非効率や競争の阻害をもたらすおそれがありますが、一方で、分割発注に係る透明性を確保しつつ、経済合理性を適切に判断した上でなされる分割発注については、むしろ幅広い企業の参入を可能とし、競争促進に資する効果を期待できるものであり、一層のコスト削減に繋げることも可能とするものと考えられます。

したがって、分離・分割発注の推進は、一般競争入札の推進と必ずしも矛盾するものではありませんが、発注機関が経済合理性を満たしつつ行うことが重要です。

② 発注機関が適切な分離・分割発注を行うためには、発注について十分な知見と能力を持つことが必要です。しかし、官公需の発注現場においては、発注者と他の発注者との間での情報交流は十分とはいえない状況にあります。分離・分割発注を適切に運用し、より活用していくためには、発注機関において知見を共有する仕組みの構築や、部内の人材育成、外部専門家の活用等による十分な発注能力を持つ体制の整備が必要です。

こうしたことから、中小企業庁は、分離・分割発注に係る適切な発注事例の収集と各発注機関への普及を行っていくこととしています。

③ なお、公共工事については、平成12年9月に「公共工事コスト縮減対策に関する新行動指針」が定められ、公共事業の効率的執行を通じたコスト縮減を図る観点から適切な発注ロットが要請されているところであります。かかる要請の範囲内で分離・分割して発注を行うよう努めるものとされています。

(2) 適正な納期・工期、納入条件等の設定

- ① 国等は、物件等の発注に当たっては、中小企業者が十分対応できるよう適正な納期・工期の設定に配慮するものとする。
- ② 国等は、物件の発注に当たっては、納入場所、納入回数をはじめとする納入条件等について、明確なものとするよう努めるものとする。
- ③ 国等は、物件等の発注に当たっては、真にやむを得ないと認められる場合を除き、直接の銘柄指定はもとより原材料等の間接の銘柄指定等を行わないものとする。

なお、参考銘柄として固有の商品を例示する場合においては複数の商品を例示する等、実質的な銘柄指定とならないよう配慮するものとする。

【解説】

- ① 中小企業者にとって技能労働者等人材の確保は重要な問題であり、そのために労働時間の問題等の職場環境の改善は経営上の大きな課題となっています。このため国等においては、中小企業者が無理をせず、十分に対応できるよう、適正な納期・工期の設定に配慮することとしています。
- ② 物件の納入条件等を、発注時に明確にすることにより、トラブルを未然に防ぐことができます。また、正確な情報提供により、適正な入札価格等が設定できることになり、中小企業者の受注機会の増大に資するものと考えられます。
- ③ 特定の銘柄の物件等や原材料等と品質面から同等の物件や原材料等が存在する場合には、銘柄指定をすることによって中小企業者の入札等への参加に支障を来すこととなることから、真にやむを得ない場合を除き、銘柄指定を行わないものとされています。

なお、物品等の調達において、仕様書等に「参考銘柄」として固有の商品を例示する場合がありますが、その際、当該物品が特殊仕様となっており、実質的な銘柄指定となっているようなケースがあることから、参考銘柄として固有の商品を例示するような場合は、複数の商品を例示するなどにより、実質的な銘柄指定にならないよう配慮することとしています。

(3) 調達・契約手法の多様化における中小企業者への配慮

- ① 国等は、一括調達又は共同調達を行う場合は、経済合理性に留意しつつ、中小企業庁が取りまとめ分析した事例も参考に、適切な調達品目の分類化を行い、対象品目を選定するとともに、適切な配送エリアの設定を行うよう努めるものとする。
また、単価契約の際には、適正な予定数量を設定するよう努めるものとする。
- ② 国等は、既に実施されている総合評価落札方式、一括調達及び共同調達以外の新たな調達・契約手法の多様化を行う場合には、中小企業者の事業環境への悪影響が生じることのないよう適切な要件設定等を行うとともに、経済合理性に留意しつつ、積極的に中小企業者の受注機会を確保するよう努めるものとする。

【解説】

- ① 近年、中央省庁等で試行され、本格的な導入も始められた「一括調達」「共同調達」について、ただ単に大括りするのではなく、経済合理性を考慮した調達品目の分類化を行い、また、適切な配送エリアを設定することにより、中小企業者の受注機会の増大を図るよう努めることとしています。
各府省等のかかる取組を支援するため、中小企業庁は、一括調達、共同調達の実態を取りまとめ、分析を行った上で、適切な品目分類、適切な配送エリア等の事例を提供することとしています。
また、単価契約を締結する際には、設定する予定数量についても、実際の発注数量と著しい差が生じないよう適正な設定に努めることとしています。
- ② 既に実施されている総合評価落札方式、一括調達及び共同調達以外の新たな調達・契約手法の多様化を進める場合、具体的には、例えば、内閣府の行政刷新会議に報告された公共サービス改革プログラムに基づく「競り下げの試行」などを実施する際には、中小企業者の事業環境への悪影響が生じることのないよう適切な要件設定等を行うとともに、経済合理性に留意しつつ、積極的に中小企業者の受注機会を確保するよう努めることが重要です。

(4) 同一資格等級区分内の者による競争の確保

- ① 国等は、一般競争及び指名競争を行うに際しては、極力同一資格等級区分内の者による競争を確保すること等により、官公需適格組合を含む中小企業者の受注機会の増大を図るものとする。
- ② 国等は、一括調達又は共同調達による発注を行う場合には、競争参加者の資格の設定に際し、中小企業者の受注機会の確保に配慮するため、予定価格に対応する等級の者に加え、下位等級者の参加が可能となるよう弾力的な運用を図るものとする。
- ③ 国等は、資格等級に対応する契約の予定金額については、価格水準の変動等をも勘案しつつ、適時見直しを行う等一層の適正化を図るとともにこれを公表するものとする。

【解説】

- ① 官公庁等においては、競争契約参加資格登録に当たり、各々の企業の資本金、売上高、従業員等の規模を一定の基準により総合判定して、A、B、C等の区分による格付けを行うとともに、この区分に対応する契約の予定金額の範囲を定めています。

この場合、競争入札において当該等級区分内の者が少数の場合など、例外的に上位の者を競争に加えることがあります。本措置は、極力、同一等級区分内の中の企業を指名すること等により、中小企業者に受注機会の増大を図ろうとするものです。

- ② また、行政事務の効率化や徹底した経費削減への取組みの観点から、国等においては、競争契約の拡大や一括調達の導入が推進されています。特に、平成20年4月1日の経済財政諮問会議における指摘を踏まえ、「内部管理業務の抜本的効率化検討チーム」において「アクションプラン」が策定され、「調達頻度が高く、量の多い消耗品等については、業務の効率化や廉価で迅速な調達に資するものについて、一括調達や単価契約の拡大を図る。(平成20年5月30日内部管理業務の抜本的効率化検討チーム決定)」ことを決定し、平成21年度から霞が関周辺に所在する府省において、パイロット的な取組みが開始されています。

この場合、例えば、一括調達に伴って予定価格が増額した結果、入札参加等級が上がり(予定価格C→Aなど)、これまでには入札に参加できていた中小企業者が入札から排除されてしまい、中小企業者が受注機会を失うおそれ等が懸念されることから、一括調達による競争参加資格の設定に際しては、下位等級者の競争参加が可能となるよう弾力的に運用を図ることとし、中小企業者の受注機会の確保に配慮することとしています。(参考5)

③ また、物品の製造・販売、役務の提供等（工事を除く。）に係る国的一般競争に参加する者に必要な資格審査については、平成13年度から、いずれか1か所の申請場所に申請すれば、各府省の全調達機関に共通して有効な統一資格となっていますが、資格等級に対応する契約の予定金額について、価格水準の変動等をも勘案しつつ、適時見直しを行うものとされています。

(参考5)

一括調達の運用ルール

(平成21年1月16日各府省等申合せ、平成23年3月24日一部改定)

II. 各論 3. 単価契約に係る業務処理フロー等について

④入札事務

(略)

競争参加資格の設定については、中小企業者の受注機会の確保に配慮し、下位等級者の競争参加が可能となるよう、弾力的に運用を図ることとする。

(略)

III. その他 2. 地方支分部局の対応

地方支分部局については、平成22年度に、それぞれの機関における調達状況の実態を把握した結果、多くの機関において、合同宿舎単位での調達、あるいは、同一府省における地域単位での共同調達について、導入が図られている状況がみられた。一方で、調達規模（多種少量になり単価契約になじまない）や地理的条件による配送コスト等の問題から、導入が図られていない機関又は品目も見られた。

平成23年度には、一括調達未実施の地方支分部局に対して、実施に向けた具体策を提示する。

(以下、略)

(5) 中小企業官公需特定品目等に係る受注機会の増大

- ① 国等は、中小企業官公需特定品目（織物、外衣・下着類、その他の繊維製品、家具、機械すき和紙、印刷、潤滑油、事務用品、台所・食卓用品及び再生プラスチック製製品）の発注を行うに際し、中小企業者の受注機会の増大を図るものとする。
- ② 国等は、中小企業官公需特定品目及び中小工事等に係る発注に当たって指名競争制度を利用する場合並びに少額の契約案件にあっては、官公需適格組合を含む中小企業者の受注機会の増大を図るよう努めるものとする。

【解説】

- ① 官公需の対象となる物品等のうち、中小企業が製造する割合が多く、また、国等の調達に対する依存度が高く、当該製品を供給する中小企業者の受注機会を増大することが必要であると認められる品目を、中小企業官公需特定品目（以下「特定品目」という。）として昭和42年度から指定（参考6）しています。国等は、これら特定品目に係る個々の発注については、中小企業者の受注機会の増大を図るものとしています。
- ② 指名競争契約及び少額随意契約については、会計法令上一定の場合に限り認められています（参考7、8）が、特に、特定品目及び中小工事の発注に当たって、当該制度を利用する場合には、中小企業者の受注機会の増大を図るよう努めるものとされています。

(参考6)

特定品目は、昭和42年度に7品目（織物、外衣・下着類、その他の繊維製品、家具、機械すき和紙、印刷、潤滑油）が指定され、その後、昭和50年度に事務用品、昭和56年度に金属洋食器がそれぞれ追加され、昭和58年度には、金属洋食器を拡充して台所・食卓用品とともに再生プラスチック製製品が追加して指定されています。（現在10品目）

(参考7) 予算決算及び会計令第94条（抄）

第94条 会計法第29条の3第5項の規定により指名競争に付することができる場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 予定価格が500万円を超えない工事又は製造をさせるとき。
- (2) 予定価格が300万円を超えない財産を買い入れるとき。
- (3) 予定賃借料の年額又は総額が160万円を超えない物件を借り入れるとき。

(中略)

(6) 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の賃借以外の契約でその予定価格が 200 万円を超えないものをするとき。

(参考 8) 予算決算及び会計令第 99 条（抄）

第 99 条 会計法第 29 条の 3 第 5 項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

（中略）

（2）予定価格が 250 万円を超えない工事又は製造をさせるとき。

（3）予定価格が 160 万円を超えない財産を買い入れるとき。

（4）予定賃借料の年額又は総額が 80 万円を超えない物件を借り入れるとき。

（中略）

（7）工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の賃借以外の契約でその予定価格が 100 万円を超えないものをするとき。

（略）

（6）官公需適格組合等の活用

- ① 国等は、中小企業庁が証明した官公需適格組合を始めとする事業協同組合等の受注機会の増大を図るものとする。
- ② 国等は、官公需適格組合の競争契約参加資格審査に当たっては、総合点数の算定方法に関する特例の一層の活用に努めるものとする。
- ③ 国等は、官公需適格組合制度について、官公需適格組合の発注機関別受注実績を公表するほか、各府省等は、中小企業庁と協力しつつ、発注機関に対し、当該制度の一層の周知徹底に努めるものとする。また、国は、地方公共団体に対する当該制度の一層の周知に努めるものとする。

【解説】

- ① 国等は、官公需法第 3 条において、「組合を国等の契約の相手方として活用するように配慮しなければならない」こととされています。

この実効性を高めるため、「官公需適格組合制度」が設けられています。

（参考 9、10、11 参照）官公需適格組合制度は、事業協同組合等の中で特に官公需の受注に対し意欲的であり、かつ受注した契約は十分に責任をもって実施し得る経営基盤（組織体制、財務体制）が整備され、信頼性の高い組合に対して、申請に基づき、各経済産業局長又は沖縄総合事務局長が証明するものであり、発注機関が事業協同組合等の積極的活用を図るための便宜に供するものです。

- ② また、国等の官公需適格組合に対する競争契約参加資格審査における格付けについては、組合の点数に審査対象組合員の点数を加算するとい

う総合点数の算定方法に関する特例が設けられており、当該特例制度を一層活用するよう努めるものとしています。

- ③ また、発注機関において、官公需適格組合制度に対して十分な認識や理解が得られていない等の問題も散見されることから、官公需適格組合への発注実績を機関別に一覧できるリストを中小企業庁において作成し、最新の適格組合の名簿と併せ、中小企業庁のホームページで公表しています。さらに、地方公共団体において、官公需適格組合制度の活用状況が必ずしも芳しくないとの認識の下、その一層の活用を促す観点から、地方公共団体に対し当該制度の一層の周知に努めることとしています。

(参考9)

官公需適格組合制度の沿革

昭和42年の官公需適格組合制度発足当初は、官公需適格組合証明の対象は「物件の納入」を行う組合に限定されていたが、昭和45年度に運輸業、建築設計業等の「役務の給付」を行う組合が追加され、昭和48年度に「工事の請負」を行う組合が追加され、現在では、官公需の共同受注事業を行うすべての業種の事業協同組合等が本制度の対象となっている。なお、工事の組合については、発注者、受注者双方から「証明基準が必ずしも工事の特殊性を配慮したものでないため、証明された組合が発注者側の信頼を十分得られる状況になつていい」との声があつたことから、これらを踏まえ、中小企業庁は各省各庁等とも協議の上、昭和61年度に工事関係についての新たな基準を設けた。

(参考10)

官公需適格組合の証明を得るための手続きの概要

- (ア) 事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、企業組合又は協業組合であつて、官公需適格組合の証明を得ようとする者は、主たる事務所の所在する都道府県の中小企業団体中央会に証明申請書及び添付書類を提出し、その事実確認を受けます。
- (イ) 中小企業団体中央会は、証明申請書等の記載事項について、事実と相違ないことを確認します。
- (ウ) 事実確認を受けた組合は、中小企業団体中央会から確認を受けた当該申請書及び添付書類を主たる事務所の所在する地域を管轄する経済産業局（又は沖縄総合事務局）中小企業担当課に提出します。
- (エ) 経済産業局は申請が官公需適格組合証明基準に適合すると認めるときは、その旨証明し、申請した組合に証明書を交付します。

(参考11)

官公需適格組合証明基準

- (1) 組合の団結が強固であり、かつ熱心な指導者がいること。
- (2) 組合の経理的基盤が確立されていること。
- (3) 役員が連帯して保証できる等受注体制が確立していること。
- (4) 組合又は組合員について予算決算及び会計令第71条第1項各号に該当する事実がないこと。
- (5) 再申請の場合は特に国等の資格審査登録を受けていること。

(7) 調達手続の簡素・合理化

- ① 国等は、競争契約参加資格者の審査について、申請書類の統一化及び申請手続の簡素化等を一層推進するものとする。
- ② 国等は、国における競争契約参加資格審査申請手続の電子化の実施状況及び入札・開札手続の電子化の導入状況等を踏まえ、中小企業者の円滑な対応に留意しつつ、電子的手段の導入に努めるものとする。

【解説】

- ① 物品の製造・販売等の契約（公共事業を除く）に係る一般競争（指名競争）契約参加資格については、平成13年度から、各省各庁に共通する統一資格となりました。また、電子的手段（インターネット）によっても資格審査の申請が可能となり、資格審査の申請者は持参、郵送又はインターネットのいずれかの方法で申請受付場所のいずれか1か所に提出することにより、資格審査を受けることができるようになっています。さらに、総務省や各省各庁のホームページにおいて、公共事業を除く発注情報や入札参加資格審査申請書の様式等の調達情報を提供するとともに、全省庁の調達情報を一元的に提供する専用のホームページ（参考12）が開設されています。これは、中小企業者の資格審査申請等に伴う事務負担の軽減を図り、受注機会の増大に資するようにするものです。
- ② 電子入札・開札については、「e-Japan 重点計画-2003」（平成15年8月18日IT戦略本部決定）を受けて、既にほとんどの府省の本府省において導入され、引き続き各府省の地方支分部局等への導入が図られているところです。

(参考12)

統一資格審査申請・調達情報検索サイト（総務省）のURL
<http://www.chotatujoho.go.jp/va/com/ShikakuTop.html>

4. 中小企業者の特性を踏まえた配慮

(1) 技術力のある中小企業者に対する受注機会の増大

国等は、技術力のある中小企業者の受注機会の増大を図るため、政府調達（公共事業を除く）手続の電子化推進省庁連絡会議幹事会決定「技術力ある中小企業者等の入札参加機会の拡大について」に基づく入札参加機会の拡大措置の一層の活用に努めるとともに、技術力の正当な評価を踏まえ、技術力のある中小企業者に関する入札参加資格の弾力化を一層進めるものとする。

【解説】

官公需市場のうち、特に、IT分野や研究開発分野においては、技術力の高い中小企業者による参入に向けた積極的な挑戦がなされやすい分野です。国全体としての技術力の底上げを図るという産業政策上の観点からも、引き続き、かかる分野での技術力の高い中小企業者の官公需市場への参入を促していくことが重要です。

このため、発注機関においては、技術力の正当な評価を踏まえ、技術力のある中小企業者の入札参加資格の弾力化を一層進め、その受注機会の増大を図るものとされています。

技術力を正当に評価する方法としては、中小企業の新技術を利用した事業活動を促進するため、関係省庁が連携して中小企業による研究開発とその成果の事業化を支援するための「中小企業技術革新制度」(S B I R)による特定補助金等の交付を受けた中小企業者が、当該入札に係る物件及び役務の分野における技術力を自ら証明したり、発注機関が、特定補助金等の交付リスト等データベース（参考13）を活用することなどにより、客観性評価に努めることとしています。

（参考13）

中小企業技術革新制度（S B I R）特設サイト（中小企業基盤整備機構）のURL

<http://j-net21.smrj.go.jp/expand/sbir/>

(2) 地域の中小企業者等の積極活用

国等は、地方支分部局等において消費される物件等については、極力地方支分部局等における調達を促進することにより、地域の中小企業者等の受注機会の増大を図るものとする。

【解説】

国等が物品等の買入れのための契約をする場合、地方で消費される物件、活用される役務、実施される工事については極力地方支分部局等での契約を促進することにより、地域の中小企業者等の受注機会の増大を図るものとされています。

具体的には、例えば、少額な契約案件の場合に地域の中小企業者等と随意契約を行う等の配慮や、指名競争を活用する場合に、地域の中小企業者等を指名する等の配慮を行うこと等を指します。

(注) 「地域の中小企業者」とせず、「地域の中小企業者等」と「等」を付しているのは、会計法の予算の適正な使用の観点から、地域以外の中小企業者を必ずしも排除するものでないことを明らかにするためです。

(3) 中小企業者の適切な評価

- ① 国等は、工事等の発注に当たっては、適切な評価手法による総合評価方式の導入・拡充に努めるものとする。
- ② 国等は、地域の建設業者を活用することにより円滑かつ効率的な施工が期待できる工事等の発注に当たっては、適切な地域要件の設定や、地域への精通度等地域企業の適切な評価等に努めるものとし、さらに、地方公共団体におけるこれらの取組を促進するものとする。
- ③ 国等は、工事等以外の物件及び役務の発注に当たっても、地域への精通度等が契約の円滑かつ効率的な実施の重要な要素となる場合にあっては、これを十分考慮するものとし、一般競争契約においては適切な地域要件の設定や総合評価落札方式における地域精通度等地域の中小企業者の適切な評価等と積極的な活用に努めるものとする。
- ④ 国等は、業務継続のため必要な物件及び役務の発注に当たって、災害時における継続的な供給体制を協定等を通じて構築しようとする場合は、必要に応じ、官公需適格組合を含む地域の中小企業者の適切な評価等とその積極的な活用に努めるものとする。

【解説】

- ① 国等は、工事等の発注に当たっては、価格と品質が総合的に優れた調達を実現するため、適切な評価手法による総合評価方式の導入・拡充に

努めるものとしています。

- ② また、地域の建設業者を活用することにより円滑かつ効率的な施工が期待できる工事等の発注に当たっては、国等は、適切な地域要件の設定や、地域への精通度等地域企業の適切な評価等に努めるものとしています。さらに、地方公共団体におけるこれらの取組を促進するものとしています。
- ③ 加えて、国等は、地域への精通度等が、事業の円滑かつ効率的な実施の重要な要素となる役務契約（例えば、運転業務、警備業務等）については、一般競争契約において、適切な地域要件の設定や、総合評価落札方式において地域精通度等を評点として活用するなど、地域の中小企業の適切な評価等に努めることとしています。
- ④ 加えて、災害時において、災害復旧や医療など国等が優先して行うべき業務の継続に必要となる物資等の継続的供給が確保できるよう、例えば「災害協定」や「防災協定」などの締結により、災害時における優先的な供給体制を構築しようとする場合や、災害時を含めた通常時における安定的な供給体制を構築しようとする場合は、地域の官公需適格組合や事業協同組合などを含む地域の中小企業者を適切に評価し、活用するよう努めることとしています。

(4) 中小建設業者に対する配慮

- ① 国等は、中小建設業者を取り巻く現下の諸情勢にかんがみ、中小工事の早期発注等により中小建設業者に対し特段の配慮を払い、その受注機会の増大に努めるものとする。
- ② 国等は、一般競争や指名競争を行うに際しては、極力同一資格等級区分内の者による競争を確保することとするが、優良な工事成績を上げた中小建設業者に対しては、施工能力等を勘案し、上位の等級に属する工事に係る競争に参加できるようにする等積極的に受注機会の確保に努めるものとする。
- ③ 国等は、特に、公共工事に関する発注に当たっては、共同による請負の適切な活用の一層の推進等により、中小建設業者に対する受注機会の増大に努めるものとする。
- ④ 国等は、地域の建設業者、専門工事業者等の中小建設業者を活用することにより円滑かつ効率的な施工が期待できる工事については、極力分離・分割して発注を行うよう努めるものとする。

【解説】

- ① 官公需に占める工事（建築・土木工事等）は、金額ベースで約4割を占めていますが、これらの受注者となる中小建設業者を取り巻く経営環

境は依然として厳しい状況にあります。

このため、工事の発注については、中小工事の早期発注等、中小建設業者に対して特段の配慮を払うものとされています。

② また、一般競争や指名競争を行うに際しては、極力同一資格等級区分内の者による競争を確保することとしますが、優良な工事成績を上げた中小建設業者に対しては、施工能力等を勘案し、上位の等級に属する工事に係る競争に参加できるようにする等積極的に受注機会の確保に努めるものとされています。

なお、国の直轄事業への中小企業の参入機会の拡大を図る観点から、平成21年度から格付方法を改善し、国の直轄事業への入札の際、都道府県の公共工事の実績もカウントできるようにしています。

③ 特に、公共工事に関する発注に関しては、平成18年5月に改正された「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」において、経常建設共同企業体への加点調整措置が「真に企業合併等に寄与する場合」(同指針第2.2(1)④)に限定されたこと等を受け、本方針においても、「共同による請負の適切な活用の一層の推進等により、中小建設業者に対する受注機会の増大に努めるものとする」と規定されています。

④ さらに、地域の建設業者、専門工事業者等の中小建設業者を活用することにより円滑かつ効率的な施工が期待できる工事については、極力分離・分割して発注を行うよう努めるものとされています。

(5) 新規開業中小企業者の参入への配慮

- ① 国等は、新市場、新産業の創出・育成による雇用創出の重要性にかんがみ、新規開業中小企業者の受注機会（公共事業を除く。）の増大を図るよう特段の配慮に努めるものとする。
- ② 国等は、新規事業者の入札機会を拡大するために、物品の製造・販売等に係る競争契約の参加資格のあり方につき、引き続き検討を行う。

【解説】

- ① 新産業及び雇用を創出する新規開業中小企業者の役割の重要性にかんがみ、官公需に係る中小企業者の受注機会の増大を図るよう特段の配慮に努めるものとされています。

具体的には、全国中小企業団体中央会等の各地の中小企業団体を通じて官公需情報の提供を行うとともに、官公需受注のための手続きや官公需情報の入手方法等についての情報提供を行い、新規開業中小企業者の官公需への参入を促進しています。

- ② また、「規制改革・民間開放推進3か年計画」(平成16年3月)、「規

制改革推進のための3か年計画」（平成19年6月）及び「規制改革推進のための3カ年計画（再改訂）」（平成21年3月）において、「新規事業者の入札機会を拡大するために、例えば、入札参加資格の在り方の検討を行う」ことが閣議決定されており、競争契約参加資格の審査に使用される営業年数や自己資本額等の既存の指標の見直しや新たな指標の導入の検討含め、入札参加資格のあり方を検討するものとされていることから、総務省及び関係省庁で引き続き検討を行っているところです。

5. ダンピング防止対策等の推進

官公需契約の一部に過度な低価格競争が生じていること等を踏まえ、ダンピング対策の充実等、適正価格での契約や価格と品質が総合的に優れた調達の推進を図るため、適切な対策を講じる。

【解説】

近時、国等の契約において、過度な低価格入札の問題が懸念されています。これは、国等の発注者側にとって品質確保の観点から、また、中小企業者等受注者にとって仕事の確保の観点から、いずれも好ましい事態ではなく、また、労働条件や安全対策の面でも弊害が懸念されていることによります。

このため、ダンピング対策の充実等、適正価格での契約や価格と品質が総合的に優れた調達の推進を図るための対策を講じることとしています。

（1）適切な予定価格の作成

- ① 国等は、物件等の発注に当たっては、需給の状況、原材料及び労務費等の最新の実勢価格等を踏まえた積算に基づき、消費税及び地方消費税の負担等を勘案し、適切に予定価格を作成するものとする。
- ② 国等は、公庫等及び地方公共団体における工事等の発注に際し、いわゆる歩切りや予定価格等の事前公表の取りやめ等が促進されるよう努めるものとする。

【解説】

- ① 官公需の発注に当たって、適正価格での発注は、良質な物品等を調達するという観点からも十分留意すべきことです。本項は、発注に当たっての予定価格の設定等に際して、原材料コストの変動、消費税及び地方消費税の負担等を勘案して、適正な価格での発注に配慮することを定めたものです。また、消費税及び地方消費税については、前文においても、その適正な転嫁を受け入れるものとされています。
- ② さらに、公庫等及び地方公共団体における工事等の発注に際し、いわゆる歩切りを厳に慎むことや予定価格の事前公表の取りやめ等について適切に対応することを要請しています。

(2) 低入札価格調査制度の適切な活用等

- ① 国等は、役務及び工事等の発注に当たっては、ダンピング受注の排除等適正価格による契約の推進のため、低入札価格調査制度を適切に活用するものとする。
- ② 国等は、特に人件費比率の高い役務契約については、適正な履行確保の観点から、低入札価格調査基準価格を下回る価格により落札した者と契約する場合における措置として、入札価格内訳書の徴収の徹底とともに、落札の決定があった旨の公表の徹底を行うものとする。
また、下請代金支払遅延等防止法、独占禁止法及び労働関連法等の所管行政庁は、その執行を図る上で、必要に応じ下記③において中小企業庁が取りまとめた情報も含め、低入札価格調査制度に基づく調査情報も活用する。
- ③ 中小企業庁は、特に人件費比率の高い役務契約であって人件費単価が低い業務（清掃等）について、各府省等が公表する低入札価格調査制度に基づく調査情報を取りまとめ、下請代金支払遅延等防止法、独占禁止法及び労働関連法等の所管行政庁に提供する。
- ④ 国等は、地方公共団体における工事等の発注に際し、低入札価格調査制度、最低制限価格制度及び入札ボンド制度等の適切な活用が促進されるよう努めるものとする。

【解説】

- ① 競争入札において過度な低価格入札があった場合、国等の会計法令上の措置として、「低入札価格調査制度」が設けられていることから、ダンピング受注の排除等適正価格による契約の推進のため、本制度を適切に活用することとしています。
- ② また、特に清掃、警備等の人件費割合が大きい業務は、契約価格の下落がそのまま人件費の削減につながり、それが従事者への待遇悪化（賃金の引き下げ、各種保険料の不払い等）や、作業品質の低下等の悪影響を及ぼすことも懸念されますが、そのような事態に陥りやすい中小企業者にとっては、適正な履行が確保できないことから競争参加を忌避し、受注機会を損ねている懸念もあります。

このため発注部局は、低入札価格調査基準価格を下回る価格により落札した者と契約する場合における措置として、入札価格内訳書の徴収の徹底及び落札の決定があった旨の公表の徹底を行うこととしています。

さらに、低価格競争の結果、官公需を受注した企業とその下請関係にある企業との間で不公正な取引が行われたり、労働関連法の違反行為が発生したりすることのないよう、下請代金支払遅延等防止法及び独占禁

止法の執行当局や労働基準監督局においては、その執行を図る上で、必要に応じ低入札価格調査の調査情報も活用することとしています。

- ③ 特に人件費比率の高い役務契約であって人件費単価が低い業務（清掃、警備、自動車運行等）については、中小企業庁が各府省等の公表する低入札価格調査制度に基づく調査情報を取りまとめ、下請代金支払遅延等防止法、独占禁止法及び労働関連法等の所管行政庁に提供し、②と同様に業務執行に活用していただくこととします。
- ④ なお、地方公共団体における工事等の発注に際しては、低入札価格調査制度、最低制限価格制度及び入札ボンド制度等の適切な活用が促進されるよう努めるものとしています。

第2. 中小企業者向け契約目標

国等は、上記第1に掲げる措置を講ずること等により、平成23年度における国等の契約のうち、官公需予算総額に占める中小企業者向け契約の金額が、約3兆7,915億円、比率が、56.2%となるよう努めるものとする。

ただし、上記の数字は東日本大震災の影響により集計ができなかった機関の数字を含まない。

【解説】

官公需予算額に占める中小企業者向け契約目標額は、発注に係る各省各庁等が従来からの施策及び平成23年度に講ずる施策を実施することにより、中小企業者が契約相手方となる契約がどれくらいの金額となるかの見込みないし見積もりを示すものです。

平成23年度の中小企業者向け契約目標額については、約3兆7,915億円となっています。

また、中小企業の仕事の確保に対する要請に対応するため、中小企業者向け契約目標額の表示に加え、昨年度から中小企業者向け契約目標比率も表示することとしました。平成23年度の中小企業者向け契約目標比率については、56.2%となっています。

なお、平成23年度の中小企業者向け契約目標は、東日本大震災の影響により、中小企業者向け契約目標額の積算ができなかった一部の地方機関・部署の数値は含まれておりません。

※ 国等の契約目標額の推移 (単位: 億円、%)

年 度	官公需総予算額	中小企業者向け 契約目標額			比率
			国	公庫等	
12	120,650	53,170	35,660	17,510	44.1
13	117,140	52,820	35,510	17,310	45.1
14	111,580	50,380	35,190	15,190	45.2
15	106,940	48,450	32,020	16,430	45.3
16	98,484	45,023	23,104	21,919	45.7
17	93,032	43,441	22,658	20,783	46.7
18	82,121	39,346	23,477	15,869	47.9
19	84,560	42,406	25,936	16,469	50.1
20	82,651	42,132	26,149	15,983	51.0
21	99,239	51,993	33,877	18,116	52.4
22	68,796	38,656	20,691	17,965	56.2
23	67,467	37,915	20,977	16,938	56.2

第3. 官公需対策における政府一体の取組み

(1) 方針の普及及び徹底等

国等は、本方針について、一層の普及及び徹底を図るものとする。また、国等の地方支分部局等は、官公需確保対策地方推進協議会への参加等により得た中小企業者の声を踏まえ、地方の実情に即して、中小企業者の受注機会の増大を図るよう努めるものとする。

【解説】

本方針の閣議決定後、経済産業大臣名をもって、各府省等の長（各府省経由で独立行政法人等）、都道府県知事及び政令指定都市の長あて、特別区の長及び特定市（人口10万人以上の市）の長あてに、一層の普及及び周知徹底を図るべく要請文書を送付しました。

また、地方経済産業局の主催で、全国47都道府県、50カ所で「官公需確保対策地方推進協議会」を開催し、地方の実情に即して、中小企業者の受注機会の増大を図るよう努めているところです。

(2) 措置状況の通知及び情報の公表

国等は、上記第1の諸項目に関する措置状況を中小企業庁あて通知するなど、中小企業庁と密接な連絡を取るとともに、本方針の進行について地方支分部局等を指導する等適切な管理を行い、本方針の実施について遺憾のないよう努めるものとする。中小企業庁は、各府省等から通知された措置状況について取りまとめ、その情報を公表するものとする。

【解説】

中小企業者の受注機会の増大を図るために、毎年度の中小企業者に関する国等の契約の方針を閣議決定するプロセスの中で、前年度の措置の実施状況を評価し、翌年度の施策へと反映させていくことが重要です。

このため中小企業庁は、各省各庁等から通知された措置状況を取りまとめ、情報提供を行うものとされており、毎年度、中小企業庁のホームページにおいて「中小企業者の受注機会の増大のための措置に係る措置状況」を公表しています。

このほか、各省各庁等は、中小企業庁と密接な連絡をとり、中小企業者に関する国等の契約の方針の実施について、遺憾のないよう努めるものとされています。

(3) 地方公共団体の施策

中小企業庁は、地方公共団体による官公需施策の事例等を収集して取りまとめ、これらの情報を公表することにより、地方公共団体の官公需施策の推進に資することとする。

【解説】

地方公共団体における官公需施策はそれぞれ独自性がありますが、他の地方公共団体がどのような施策を講じているのかを承知することは、地方公共団体における官公需施策の推進に資すると考えられます。

このため、中小企業庁が地方公共団体の実施している官公需施策の事例等を収集して取りまとめ、これらを情報提供することとされています。